

児童虐待に関わる「5の問い」②

応用編

（所要時間 5～15分）

1 研修のポイント

- ・ 虐待を受けたと思われる児童への対応や通告についての理解を深めることができます。
- ・ 方法によって、5分～15分の研修を行うことができます。

2 使用する資料

- ・ 【演習資料2】児童虐待に関わる「5の問い」② 応用編
- ・ 【演習解説2】児童虐待に関わる「5の問い」② 応用編解説

3 参考となる資料

- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省） P3
- ・ 「児童虐待防止と学校」（文部科学省）
モジュール1 P7
モジュール5 P29
モジュール6 P42、P53、54
モジュール7 P72
- ・ 「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（文部科学省）
- ・ 「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」（厚生労働省）

4 研修の流れ

（1）5分で行う場合

分	内 容
2	・ 各自で「5の問い」②を考える。
5	・ 「5の問い」②の解説を配布し、読み合う。

（2）15分で行う場合

分	内 容
2	・ 各自で「5の問い」②を考える。
7	・ グループで「5の問い」②について意見交換をする。
12	・ 指導者が解説する。
15	・ 感想を交流し、活動を振り返る。※

※ 振り返りのポイント

- ・ 虐待があると思われるときは、ためらわず速やかに通告する。確証を得ることまでは求められていない。「通告」は、子供も保護者も教職員も、全ての人を救うための行為である。

【演習資料 2】

児童虐待に関わる「5の問い」② 応用編

- ① 子供を育てる中で、大人は「しつけ」として子供に対して強制的な関わりをすることがある。よって、しつけと虐待は、ほぼ同義である。
- ② 虐待と「思われる」場合でも、学校は組織的に対応する必要があるので、虐待の事実があるかどうかについて「確証」を得てから通告することが求められている。
- ③ 通告には、文書通告と口頭通告があり、緊急を要すると判断された場合には、まず、口頭通告をすることが大切である。
- ④ 窃盗、万引き、性に関わる問題行動がある子供や、不登校の子供の中には、虐待を受けている者もいると考えられることから、その背景にある問題を的確に把握することが必要である。
- ⑤ 児童虐待に関わる内容は、ほとんどが個人情報であることから、事象の内容や本人からの訴え等については、簡潔にまとめることが大切である。

【演習解説2】児童虐待に関わる「5の問い」② 応用編解説

問① 子供を育てる中で、大人は「しつけ」として子供に対して強制的な関わりをすることがある。よって、しつけと虐待は、ほぼ同義である。

解説 適切なしつけの場合は、どのようなことをしたら、大人が自分を誉めたり罰したりするのか理解することができるため、心の発達を歪ませることはありません。

これに対し、虐待では、子供は、どんなに努力しても大人の気分や子供には理解しがたい理由によって罰せられるため、自己評価が低下し、心の発達を歪ませていくこととなります。よって、しつけと虐待は、同義ではありません。

ただし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。保護者により「しつけ」と称して行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例が多く見受けられますので、このことについては特に留意が必要です。

また、体罰をしてしまう親を追い込むのではなく、子育ての方法などを、ともに考える姿勢が必要です。

参考：「児童虐待防止と学校」文部科学省 モジュール1 P7

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」文部科学省 P7

問② 虐待と「思われる」場合でも、学校は組織的に対応する必要があるので、虐待の事実があるかどうかについて「確証」を得てから通告することが求められている。

解説 虐待の事実があるかどうかについて、「確証」を得ることまでは、求められていません。虐待と「思われる」ということであれば、学校は、その時点で速やかに、虐待の通告を行うことが求められます。

- ①確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ②虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
- ④通告は守秘義務違反に当たらないこと

児童虐待を疑った場合、誰であっても通告の義務がありますが、通告は支援のきっかけを作る行為であると捉えることが大切です。

参考：「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」文部科学省 P21
「児童虐待防止と学校」文部科学省 モジュール5 P29
モジュール6 P42、P53、54
「養護教諭のための児童虐待対応の手引」文部科学省

問③ 通告には、文書通告と口頭通告があり、緊急を要すると判断された場合には、まず、口頭通告をすることが大切である。

解説 緊急を要するときは、まず、児童相談所、区市の子供家庭支援センターなどへの電話など、口頭で通告を速やかに行い、連携して対応することが大切です。それと同時に、教育委員会に報告することも欠かせません。通告する際には、以下の情報を伝えるようにしてください。

- ・子供・保護者の氏名、年齢等
- ・家庭の状況(家族関係、兄弟姉妹や同居する家族についての情報)
- ・外傷や症状(誰から、いつから、頻度、どのような)、外傷・症状に関する本人の説明(あれば)
- ・出席状況(欠席の頻度やその長さ、遅刻・早退の状況など)
- ・日常的な学校での様子(友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、その他不自然な点など)
- ・特記事項(障害の有無(種類・程度・診断名等)、転校歴、これまでの支援状況等)

学校として、通告先(対応者含む)や伝達した内容、通告先から言われたことなどを記録としておくと、その後の児童相談所等による安全確認等の際、円滑に協力することができます。

参考：「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」文部科学省 P22、23
「児童虐待防止と学校」文部科学省 モジュール6 P53
「養護教諭のための児童虐待対応の手引」文部科学省

問④ 窃盗、万引き、性に関わる問題行動がある子供や、不登校の子供の中には、虐待を受けている者もいると考えられることから、その背景にある問題を的確に把握することが必要である。

解説 問題行動や不登校の対応に当たっては、子供の生活環境全体に注意を払い、子供の状況や不登校の背景にある子供の問題を的確に把握し、子供を理解するように努力することが大切です。また、ドメスティック・バイオレンス(DV)の問題がある家庭で子供が育つことは心理的虐待として対応するとともに、DVに伴って、子供自身が直接暴力などの虐待を受けている場合もあることに留意する必要があります。

参考：「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」文部科学省 P10

「養護教諭のための児童虐待対応の手引」文部科学省

問⑤ 児童虐待に関わる内容は、ほとんどが個人情報であることから、事象の内容や本人からの訴え等については、簡潔にまとめることが大切である。

解説 学校が、いつ何をしたかという記録をきちんと残しておくということが非常に大切です。チェックリストの記録欄などを活用し、疑いの発見から、家庭訪問、協議、通告、関係諸機関との連携などの対応を記録に残し、関係機関同士で互いに情報を共有して対応することが重要です。

記録をとる際のポイントは、次の3点です。

ア 虐待が疑われたときから、詳細に記録する。

イ 本人から訴えのあった場合には、語られた言葉どおりに記録する。

ウ 伝聞（伝え聞いたこと）情報と直接確認できた情報を、はっきりと区別し記録する。

学校による記録も、児童相談所などにおける虐待の判定時の資料等、貴重な情報となるので、正確な記録を心がけることが重要です。

なお、保護者が本人(子供)に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子供(本人)の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、子供(本人)の権利利益を侵害するおそれがないかどうか、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らし検討し、該当する場合には、所定の手続に則って不開示とすることについて検討する必要があります。

参考：「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」文部科学省 P36

「児童虐待防止と学校」文部科学省 モジュール7 P72

「養護教諭のための児童虐待対応の手引」文部科学省